

被災地における「災害遺構」の位置づけ -北海道奥尻島の事例から-

The Significance of Disaster Remains in the Disaster Area -A Case Study of Okushiri Island

定池 祐季¹
Yuki SADAIKE¹

¹東北大学 災害科学国際研究所

International Research Institute of Disaster Science, Tohoku University

This study discusses the significance of disaster-related ruins and buildings. In the Okushiri Island, the key stakeholders in the town consider buildings both survived from and established after 1993 tsunami as symbolic structures with tsunami memories attached. The local storytellers often touch on anecdotes of the tsunami experience. Not only the former building survived with significant damage, but the new building also possesses important lessons to be shared with people outside the Island including the roles of building as a storage of emergency supplies and aid materials. The paper suggests that we may be able to include post-disaster buildings to be considered as “disaster ruins” as long as there are some disaster-related memories embedded.

Keywords : disaster remains, the South-West off Hokkaido earthquake, messages

1. はじめに

東日本大震災の発災後、災害遺構の保存に関する議論が活発化した。研究者を中心とするメーリングリストが立ち上がり、2011年4月には、遺構保存を提起する記事が配信された¹⁾。

その後、「3.11 震災伝承研究会」（以下、「伝承委員会」）によって遺構・遺物²⁾ 保存の意義、定義、想定される遺構・遺物が示され³⁾、後に具体的な遺構保存候補が提示された⁴⁾。これらの中で、災害遺構・遺物の定義については、①地震や津波の痕跡をとどめているものすべて、②被災下の状況、避難生活、復興への営みを物語る被災資料とし、遺構・遺物保存の意義として①大津波の脅威を伝える、②慰霊の場として、③そこにあった生活の記憶、④震災に負けなかった、希望のしるしとして、という4点を示している。

「伝承研究会」では国内の災害遺構についても触れており、主要メンバーである木村（2015）によっても言及されている。しかし、「伝承委員会」の活動目的とは異なるためか、東日本大震災の「震災遺構」における定義・意義と、東日本大震災以前の「災害遺構」における定義・意義の比較検討は十分になされていない。

そこで本稿では、国内の「災害遺構」の定義・意義を再考するための手がかりとして、「『災害遺構』はない」と指摘されることの多い奥尻島を例に、「災害遺構」に関する地域の語りを通して、「災害遺構」として語られるコンテンツと、そのコンテンツの持つ意味・意義について検討を加えることとする。

2. 奥尻島の「災害遺構」

北海道南西沖地震は、1993年7月12日22時17分に発生した。地震後まもなく発生した津波、斜面災害等により、北海道南部を中心に被害を受けた。

最大の被災地となった奥尻島は、早い地域では地震発生後3分程度で津波の第1波が到達し、最大の遡上高は約30メートルに及んだ。島内における死者・行方不明者は198名に達した。

奥尻島の集落再建は、防災集団移転をした旧青苗五区など一部を除いて、かさ上げを伴う現地再建が行われた。そのため、多くの被災構造物は際して撤去の対象になった。また、当時は被災したモノを残すことの意義について議論される機会はほぼなく、2001年にオープンした展示施設「津波館」では、遺族感情に配慮して被災物の収集は行われなかった。

このように「残す」「集める」ということが公になされなかったため、奥尻島では公の「災害遺構」は存在しない。しかし、いくつかの建物は津波の影響を受けながらも、現在に至るまで（結果的に）保存・使用されているものもある。たとえば、津波に耐えた1926年築の古倉庫は、現地再建に伴うかさ上げに伴い、かさ上げ対象外の地点に約8m移築された。災害発生から5年後には、遺族によってこの古倉庫を「慰霊館」にするという話も出ていた⁵⁾が、その後諸事情により、現在は玄関先に地蔵などが置かれた状態で残されている。ほかにも被災した漁協の建物は倉庫として使用されており、災害関係の視察などでは、「津波に耐えた建物」として紹介されている（写真1）。

これら「津波に耐えた建物」は、かつては視察に対応する担当者の判断で紹介されていたが、東日本大震災の発災後、これらの扱いが変化していった。北海道南西沖地震は、東日本大震災の「ひとつ前」にあたる国内の大きな津波災害であることから、東日本大震災の発災後、多くの調査・視察・取材に対応した。その中で、これまでにないほど来訪者から質問のあったトピックは、「防潮堤」と「災害遺構」であった。「災害遺構」については、「『災害遺構』はありますか」という問い合わせに

対して、「公式にはないが、あえて言えばこういう建物があります」という形で紹介される場合がある。

このことは、東日本大震災後の議論を見聞きし、地元の一部の人々には、「津波に耐えた建物」であり、「何らかの意味合いを持つ構造物」が「災害遺構」として認知されるようになったためであると考えられる。

また、「ある意味『災害遺構』です」と語られる場所には、義援金を投じて建設した救援物資の保管倉庫がある。当時は救援物資を送るためのゆうパックが無料になり、品物毎に発送するという方法が一般的でなかった。そのため、救援物資を受け取った後に箱を開封し、内容を仕分けてから配布せざるを得なかった。多くの救援物資が寄せられたため、箱の開封時には生鮮食品が傷んでしまっていたり、送料無料に乗じて明らかな不要品が混ざったりしている場合もあった。そのような事情から、救援物資を一時的に保管する場所として島内に倉庫が建設された。後に対岸であらかじめ仕分けしてから島内に運ばれるようになったが、救援物資の保管のための倉庫を新たに建設する必要が生じたという点については、早い時期に当時の町長などから問題提起がなされていた。

現在その倉庫は、町の祭りの道具などを保管する倉庫として使用されている。しかし、徐々に建物の傷みが進み、保管に適さない状況になっている。そのため、近年は島内の語り部などはその倉庫を見せ、救援物資や義援金の使途などについて、来訪者に問題提起をする場所として紹介されている。



写真1 「津波に耐えた」建物（2012年5月27日撮影）

3. 考察・おわりに

前項では、奥尻島で語られる「災害遺構」3例について概観した。これらについて、若干の整理を試みたい。

表1では、3例の建物について、由来、経緯について示した。最初の2例は災害前から存在し、被災しながらも津波に耐えた建物である。現在はどちらも結果として残っているというものであるが、古倉庫は慰霊の場になりかけたが実現せず、漁協の建物は補修の上倉庫として活用されている。そのような点では、特別なメッセージ（意義）を持つ場所ではない。しかし、東日本大震災後の問い合わせ対応の中で、島内の語り部達が「津波に耐えた建物」を「災害遺構」として捉え、紹介されるようになっていった。

一方、災害対応過程で建設された「救援物資保管倉庫」については、「救援物資のあり方」「義援金のあり方」に関する教訓や問題提起を伝えるという、語り部達は明確な意図を持って紹介している。そして、この建物については「ある意味『災害遺構』」という形で紹介されていることから、「災害遺構」を「災害についての何らかのメッセージを伝える場所」として捉えていることがうかがえる。

表1 奥尻島で語られる「災害遺構」の例

具体例	由来	経緯
古倉庫	津波により被災したが流失しなかったもの	遺族が引き取り移設したが、結果的に活用されずに残っている
漁協の施設	津波により被災したが流失しなかったもの	「津波に耐えた」建物について問い合わせがあったときに紹介する対象「津波で流されなかった。今は倉庫として使われています。」
救援物資の保管倉庫	救援物資を保管するために義援金を投じて建設	当時は救援物資の仕分けに苦労した。義援金を投じて作らなければいけないような状況は良くない

「災害遺構」の来歴を「被災したモノ」に限らず、「災害後に建設されたモノ」にも広げるならば、災害からの時間経過に伴って、「災害遺構」として位置づけられる対象が増えていくことになる。そして、地域の中にある「何か」を、「災害からの教訓、災害に関する何らかのメッセージ」を伝えるモノとして位置づけていくプロセスは、その災害の捉え方を地域で繰り返し問いつけることとなり、災害の「風化」に抗うひとつの方法ともなりうる可能性がある。

本稿では、奥尻島で非公式に「災害遺構」として語られている構造物を例に、「災害遺構」の定義について若干の考察を試みた。災害後に作られたものであっても、被災地において災害に関する何らかのメッセージを伝える場所やモノは、「災害遺構」になりうる可能性がある。今後は事例の整理を進め、さらなる検討を加えていきたい。

補注

- 1) 「乗り上げた船、鉄骨だけの庁舎・・・/東日本大震災/津波の爪痕保存し後世に/災害研究者提唱自治体前向きに/住民感情複雑がれき撤去の妨げの指摘も」『神戸新聞』夕刊、2011年4月16日、1面。
- 2) 「3.11震災伝承研究会」では、不動産的なものを「遺構」、動産的なものを「遺物」としている。
- 3) 「『3.11震災伝承研究会』第1次提言—震災遺構の保存について-」2012年7月19日、
<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf>（最終アクセス2017年5月7日）。
- 4) 「『3.11震災伝承研究会』第2次提言—震災遺構保存対象物第1回選考結果-」, 3.11震災伝承研究会, 2012年9月24日、
<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf>（最終アクセス2017年5月7日）。
- 5) 「奥尻震災から5年/奇跡的に残った古倉庫/慰霊館として保存を/青苗地区遺族会」『北海道新聞』朝刊道南版、1998年7月5日、25面。

参考文献

木村拓郎, 2015 「東日本大震災における震災遺構の現状—宮城県内の動向を中心に—」『復興』Vol.7 No.21 pp.11-19.